

施策評価シート(平成22年度の振り返り、総括)

作成日 平成 23 年 7 月 7 日

施策	21	地域の特性を活かした景観形成	主管課	名称	地域整備課	関係課
				課長	増田 伸之	

施策の目的	対象 (誰、何を対象にしているのか)	対象指標名	把握方法や定義など		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度見込み
		①町民(外国人を含む)	①人口(外国人も含む)	住民基本台帳による 毎年度3月31日現在数値		人	23,305	22,924	22,618	22,194
	②町全域	②町の面積	国土地理院データによる		km <sup>2</sup>	780.91	780.91	780.91	780.91	
	意図 (対象をどういう状態にするのか)	成果指標名 (意図の達成度を表す指標)	設定の考え方	把握方法や定義など	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度目標
①地域の特性を認識し、美しい景観を守り育てる。		①地域の景観が好きと感じている町民の割合	みなかみ町の景観が美しいと感じている町民や地域の景観を守り、育てたいと思っている町民の割合が増加すれば、美しい景観が守られていると考える。	町民アンケートによる ※美しいとは、人の手が増えられていないこと、人が手を加えたものが自然と調和していること。	%		91.7	93.1	-	
		②地域の景観を守り、育てたいと思っている町民の割合			%		90.9	91.5	-	
		③景観協定を結んでいる地域の数	景観協定を結んでいる地域の数が増加すれば、地域の景観形成への取り組みが活発になったと考える。	主管課で実数を把握 ※地域とは、行政区または集落とする。	箇所	4	4	5	5	

住民と行政との役割分担	1. 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	2. 行政の役割 (町がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	①景観形成地区、協定地区の住民は景観協定を守ってもらう。 ②地域の特性(善し悪し)を知ってもらう、発掘してもらう。 ③身近な景観づくりに取り組んでもらう。(保全・排除・形成) ④建物などを建てる際に、調和の取れた景観形成に配慮する。 ⑤地域のみんなで取り組むんだという意識を醸成してもらう。	1) 町がやるべきこと ①【景観】の保全・排除・形成について、地域の合意形成を得られるように調整をする。 ②景観に対する意識の高揚を図る。 ③みなかみ町景観条例を再整備する。 ④地域の取り組みに対して支援する。 ⑤公共事業を実施する際は、地域の景観に配慮する。

1. 施策の成果水準とその背景・要因		
1) 現状の成果水準と時系列比較 (現状の水準は? 以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)	2) 他団体との比較 (近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は?)	3) 住民の期待水準との比較 (住民の期待よりも高い水準なのか同程度なのか、低いのか、その他の特徴は?)
<p>①地域の景観が魅力的だと感じている町民の割合は、平成20年度91.7%、21年度93.1%と微増であるが水準は高い。もともと美しい景観があり、景観＝自然(風景)と認識している人が多いためと考えられる。</p> <p>②景観形成地区と景観協定を結んでいる地域数は、平成20年度6地区、平成21年度は新たに湯原地区の合意形成を得ることができ、7地区となった。</p>	<p>①景観法に基づく「景観形成団体」は、2011年03月01日現在で全国486団体であり、群馬県では12団体(伊勢崎市、富岡市、高崎市、太田市、板倉町、前橋市、中之条町、草津町、高山村、甘楽町、川場村)となっている。</p> <p>②景観協定を結んでいる地域は、近隣市町村と比較すると多い。片品村で景観形成モデル地区を選定しているが、本町における景観への取り組みは進んでいるといえる。</p> <p>③全国的に見ても、本町ほど四季折々の変化に富んだ景観(自然景観)を有している自治体は少ない。</p>	<p>①みなかみ町の景観が好きだと思っている町民は93.1%、守りたいと思っている町民は91.5%と高い水準であることから、景観に対する町民の意識は高いと判断される。また、地域で景観保全に取り組んでいる町民の割合は49.8%と約半数であり、町民の意欲も高いと思われる。</p> <p>②谷川地区は地域住民が自主的に景観協定を策定し、県道すっきり計画でガードレールを茶色に仕上げています。また、谷川岳を見るビュースポットとして県道にポケットパークを整備している。</p>
2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括		3. 施策の課題認識と改革改善の方向
<p>①街なみ環境整備事業により湯原地区(温泉街)では平成21年度に協定を締結し、平成22年度は街並み環境整備を開始した。</p> <p>②農政課、観光商工課、国土交通省の事業で花苗を配布し地域活動の支援を行った。県で主催している「花のゆりかごプロジェクト」に活動団体自ら参加し、花苗を育て地域景観の向上に寄与している。</p> <p>③農地を保全・活用する目的で実施されている農政課の事業(農地・水・環境保全向上対策、中山間地域直接支払)も景観の保全・形成に成果をあげている。</p> <p>④明川地区(藤原)で取り組んでいる「千本桜」(UFJ財団、日本桜の会事業)、吹路地区(新治)で実施した桜の植樹(日本桜の会事業)、猿ヶ京地区(新治)の「菜の花プロジェクト」(群馬県事業)等も、地域特性を生かし景観形成に成果をあげている。明川地区は、平成21年6月13日に(財)日本桜の会から「さくら功労者」の表彰を受けている。</p>		<p>①景観に対する住民の意識をさらに向上させ継続していくための啓発を行い、地域が取り組む景観形成活動に対する助成制度を再整備し、取り組みやすい環境を提供する必要がある。</p> <p>②農林業振興の施策ではあるが、農村景観の保全を推進するには、耕作放棄地を解消することが必須となる。</p> <p>③旅館等の廃屋撤去が求められており、撤去することで景観形成への第一歩となる。</p> <p>④携帯電話会社の中継塔(鉄塔)が設置される場合には、周辺との調和に配慮するよう設置業者と調整を行う必要がある。</p>